

科目名 ＜英語表記＞	民法総合演習Ⅱ（民事取引法総合演習②）	科目ナンバー		授業形態
	Civil Law Seminar 2	JAEPR8811		演習
担当者	高橋 眞	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	必修

1. 科目の主題	
契約法および担保法の領域についての判例演習および問題演習	
2. 到達目標	
契約法および担保法に関する基本的な知識を、具体的な事案に即して利用する力をつけることを目標とする。	
3. 授業内容・授業計画	
<p>「到達目標」欄に記載した目標を実現するために、下記の予定で、ひとつには判例資料（最高裁民事判例集）を丁寧に読んで、両当事者がどのような事実に基づいてどのような主張をし、裁判所はどの事実をどの要件にあてはめて判断を行ったかを観察することにより、実際に条文がどのように使われているかを学ぶ。もうひとつには、担当教員の用意した事例問題を材料として、事案を分析し、析出した事実要件をあてはめることにより、請求の内容が根拠づけられるかどうかの吟味を自ら行う練習をする。</p> <p>第1回 売買契約の成立、同時履行の抗弁権、手付 第2回 種類売買の目的物の特定、危険負担 第3回 売買契約の債務不履行と契約解除、損害賠償 第4回 売主の担保責任 第5回 賃貸借契約の成立と敷金の問題 第6回 賃貸借契約の効力：使用・収益と賃料の支払い 第7回 賃貸人・賃借人の変動 第8回 請負（その1）：基本的事項 第9回 請負（その2）・委任 第10回 留置権・先取特権 第11回 抵当権の効力と物上代位 第12回 抵当権の諸問題（その1）：法定地上権・共同抵当 第13回 抵当権の諸問題（その2）・不動産譲渡担保 第14回 動産の譲渡担保・債権の譲渡担保 第15回 期末試験</p>	
4. 事前・事後学習の内容	
<p>事前学習 予習課題のプリントに従い、判例資料および設問を読んで、問われた内容について答えられるようにしておくこと。中には一義的な答えがないものもあるから、「正解」をどこから探してくるのではなく、自分が何を根拠としてその答えを導き出したかを説明できるようにしておくこと。</p> <p>事後学習 授業で行った議論や解説の中で、よくわからなかった事柄、あるいは新たに生じた疑問について、早めに調べ、わからない点について質問をすること（メールアドレスは、授業の初めに示します）。</p>	
5. 教材	教員の作成する予習課題のプリントを用いる。

6. 評価方法	<p>絶対評価・相対評価</p> <p>授業中の発言：10%</p> <p>期末試験の成績：90%</p>
7. 受講生へのコメント	<p>設問も、制度趣旨を具体化するもののほかには、判例を素材にして作成することが多いから、参考判例を参照して考えるのが早道である。但し、参考判例の事案をそのまま使うのではなく、少し変えている場合もあるから注意すること。</p>